

保護者向け

芝・芝前川地区の学校事務職員より保護者のみなさまへ



「就学援助制度」がよくわかるリーフレット

——柳崎小・前川小・前川東小・芝中央小・芝小・芝西小・芝南小・芝富士小・芝樋ノ爪小・芝中・芝西中・芝東中・小谷場中・岸川中

このリーフレットは、芝地区・芝前川地区に属する14校の事務職員が連携して活動している組織「共同実施」で作成しています。リーフレットなどの「情報発信活動」以外にも、子どもたちの豊かな学びや健やかな成長のために、学習環境や学校の様々な課題解決ができるよう活動をしています。

—— 以下、「就学援助」の概要と申請についてまとめています ——

○「就学援助」は、どんな制度ですか？

就学援助制度は、学校教育法19条（経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない）にもとづいて実施されている行政サービスです。

具体的には、「川口市では、児童生徒が元気で健康に学校生活を過ごせるよう、保護者のかたに、学用品費・給食費・修学旅行費・学校病医療費など、就学費用の一部を援助」（川口市Webサイト）している制度です。

○どんな人が利用できますか？（所得のめやす）

家族の人数を基準として、所得の〈めやす〉が定められています。あくまでも〈めやす〉であるため、所得が上回っているという理由だけで対象外になるわけではありません。

■たとえば——

例) 両親と子ども2人の場合

20歳以上	19歳以下	所得基準
2人	2人	380万円

例) ひとり親と子ども2人の場合

20歳以上	19歳以下	所得基準
1人	2人	310万円

■このほかの例は川口市Webサイトをご覧ください→ [検索：川口 就学援助](#)

https://www.city.kawaguchi.lg.jp/kenko_kaigo/seikatsuniokomarinokata/11292.html



○どんな援助がありますか？（援助内容）

■裏面に1年間のシミュレーションを載せています。

学校給食費や学用品の一部

遠足や社会科見学費用の一部や修学旅行費のほぼ全額など

○収入が急変したのですが申請ができますか？（救済措置）

現在の収入が離職や転職等で前年や前々年と大きく違う場合、認定になる場合があります。

収入状況が急変したことが客観的にわかる書類をあわせて提出をしてください。

（例：直近3カ月分の給与明細、離職証明書や雇用保険受給証明書の写しなど）

○援助費用の1年間をシミュレーション（実際の援助額）

■たとえば——

例) ひとり親で子ども2人（小学校6年生・中学校1年生）の場合

名称	小学校6年生	中学校1年生
学用品費	1,158円×12ヵ月	1,894円×12ヵ月
新入学用品費		47,400円
校外活動費	1,600円(上限)	2,310円(上限)
体育実技費		柔道着、剣道竹刀等の実費
修学旅行費	バス代や宿泊料など、ほぼ実費	
スポーツ振興センター 災害共済掛金	460円	460円
学校給食費	3,895円×11ヵ月	4,565円×11ヵ月
医療費	一部の指定疾病に対して医療券（窓口支払いなし）を発行	

○どうやって申請すればよいですか？（申請方法）

■申請書を各学校事務室や川口市 Web サイトからダウンロードし、取得します。

→ 一緒に援助費の振込先口座がわかる通帳等のコピーが必要になります。

→ 市外から転入の方は、1月1日現在に住んでいた市区町村発行の所得証明書のコピーも必要になります。

■申請書を記入後、各学校事務室へ提出してください。

○申請したあとはどうしたらいいですか？

申請後、1ヵ月程度で学校から認定の可否について通知が渡されます。認定されると、学校給食費の引き落としが止まり、学用品費の振り込み等が始まります。ご確認ください。

■継続申請

毎年5月頃、継続申請書が学校から配付されます。引き続き利用するためには提出が必要になります。

家庭状況等により、証明書等が追加で必要になることもあります。

□異動報告

就学援助を利用して——

家族が増える・減る

銀行口座の変更

生活保護費を受給

市内へ転居する

家族の就職・離職

市外へ転居する



転居先の市区町村で改めて就学援助の申請が必要です。
所得証明書など——
川口市で発行する書類が必要になることもありますので、
転居先市区町村へ確認が必要です。

※ このような事由がおきた場合は、速やかに学校事務室へ相談ください。